

①

史料A 八丈島流謫の歴史

流謫

配流は五刑のうち大法の一等を減せしものなり。日本にては、聖武天皇の御宇神龜元年、帝都より謫居の遠近を三等にさだめ玉ふ。其国々は令につまびらかなり。当時は関東にては伊豆の七島とあれども、今時は新島、三宅島、八丈島の三島のみ、近頃は青ヶ島えもゆきぬ。

八丈島に流罪は、慶長十一月丙午年四月、豊下殿下の五大老の一人、備前・美佐（作）の太守宇喜多中納言秀家卿父子、主従男女十三人を始として、同十七年十月に禁中色情の咎めにて、難波少将宗勝、并に淫婦五人各下女二人を添て謫流あり。八丈えも官女二人、奴婢したがひ来れりと云ふ。此一事、島年代記には詳にして、流人罪名帳にはもれたり。丙辰紀行等に載たるよしなれば、慥なることあきらけし（以下略）

史料B 八丈島流人帳 抜粹

鳥居甲斐守組元与力

仁杉五郎左衛門次男

見習勤

一 天保十三寅年五月流罪

△

仁杉鋌三郎

寅拾八歳

天保十五辰年御赦出島

②

史料C 浮田家一類書状

(表紙)

加賀宰相様御内
御役人衆中様
浮田
一類共

一 当島之義、不作勝にて難渋仕候処、一類共義御慈悲を以無難に渡世仕、難有仕合奉存候、何分御憐愍を以一類共相続仕度、御合力米被下置候様各様方偏に御執成を以御前可然様御沙汰被成下度、此段書付を以奉願上候、以上

村田助六 印
浮田 半七 印
浮田 半六 印
浮田 小兵次 印
浮田 次郎吉 印
浮田 半平 印
宇喜多孫介 印

加賀宰相様御内
御役人衆中様

③

史料D 加賀藩への時候挨拶

当島御船出帆仕候に付、一筆奉啓上候、春暖之砌

御座候処

宰相様益御機嫌能被為遊御座、恐悦至極

奉存候、次各様方弥御曾(壯)健被成御勤仕、珍重御儀奉存候、
乍恐

御前御機嫌奉伺候段、御席之節可然様御沙汰

奉願上候、随て一類共義、誠に御慈悲を以相続仕

難有仕合奉存候、乍恐右之趣可申上如斯御座候、

猶期後喜之時候、恐惶謹言

辰三月

浮田 半七 印

浮田 半六 印

浮田 小兵次 印

浮田 次郎吉 印

浮田 半平 印

浮田 忠平 印

宇喜多孫介 印

加賀宰相様御内

前田図書

様

中川八郎右衛門 様

④

史料E 浮田一類への仕送りに付、新政府へ伺

豆州八丈島浮田家一類之者共、由緒有之

先前より授与之品々、例隔年、彼地旧代官

と申上、便船を以差送、且助成米之義も申

越候得ば遣来、当年、右品々可差送

順年に御座候、然処旧来之伝手無之

候間、国許より手艦を以差送、予て申越置

候、助成米をも積込置度奉存候、此段奉

伺候様申付越候、以上

加賀宰相中将内

五月十九日

垣川新左衛門

弁事 御役所

助力米積込遣候儀不苦候事

五月廿二日